

こんなときは 届け出を

国民年金

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての人が入会しなければならない国民年金。加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも届け出が必要です。なお、支払いを口座振替したい人は、預金通帳と届け出印も持参してください。

届け出が必要なとき	持参するもの
20 歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	印鑑
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書

☎町民課住民係 ☎985-4106
松山西年金事務所国民年金課 ☎925-5175

国民健康保険

加入者は次の場合 14 日以内に届け出が必要です。

届け出が必要なとき	持参するもの
町外へ転出したとき	印鑑、保険証
他の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、健康保険の保険証
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、生活保護開始通知書
死亡したとき	印鑑、保険証
保険証の内容を訂正するとき	印鑑、保険証

※修学で県外に住所を移すときは手続きが必要です。24 年度も引き続き学生の場合、24 年 4 月以降発行の在学証明書などを持って、保険課までお越しください。

●退職者医療制度の届け出もお忘れなく！

会社などを退職して、厚生年金や共済組合から年金を受けている 60 歳以上 65 歳未満の人と、その被扶養者は退職者医療制度の対象となります。対象者は年金証書が届いた日の翌日から 14 日以内に届け出てください。**対象者** (次の両方に該当する人とその被扶養者)
・国保に加入している人
・厚生年金や共済組合など(国民年金は除く)からの年金の受給資格があり、その加入期間が 20 年以上、または 40 歳以降の加入期間が 10 年以上ある人
届け出に必要なもの 年金証書、保険証、印鑑

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在で固定資産を所有する人(法人)に課税されます。
課税台帳には、土地・家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。
家屋の新築、土地の異動、町内に土地・家屋及び償却資産を新たに所有した人(法人)は確認してください。

窓口
▼持参するもの
① 印鑑
② 本人確認のできるもの
※運転免許証など官公署発行の写
真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせください。
③ 代理の場合は所有者の委任状
④ 24 年度の固定資産税納税通知書は 4 月中旬に発送予定です。
☎ 985-4111
☎ 985-4111

固定資産税台帳の閲覧

今年こそ、県内の年間交通事故死者数を 60 人未満に抑える「アンダー 60」を達成しましょう。
《アンダー 60 達成に向けて》
① 早朝のライト点灯
早朝にライトを付けていないと、自分が見えていても相手は見えていないということがあります。早朝に車で出掛けるときは、ライトを点灯しましょう。
② 車の整備はしっかりと
車の前照灯が消えている車やブレキランプの付かない車に乗っ

ている場合、事故につながる恐れがあります。整備不良車として違反切符を切られる可能性もあります。整備は定期的に行いましょう。
③ 夜間外出時の反射材の着用
昨年の歩行者の交通事故の 3 分の 2 は夜間に発生。その 90% 以上の人が横断中であり、反射材を着用していなかったという結果が出ています。夜間に外出するときは、反射材を着用しましょう。
☎ 985-4228

平成 24 年度広報モニターを募集しています

読者の視点から広報まさきに意見をいただくモニターを募集中です。
▼ 募集人員 10 人
▼ 資格 ① 町内に居住する人 ② 松前町に選挙権を有する人 ③ 広報モニターを経験したことがない人
▼ 活動 モニター会議への出席(年 1 回)、アンケートの回答(月 1 回)
▼ 任用期間 24 年 4 月～25 年 3 月
▼ 謝礼 12000 円(年間)
▼ 選考方法 幅広い意見をもらうため地域、年代などを考慮して選出

(選出した人には 3 月下旬に通知)
▼ 申し込み 住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号、広報まさきを讀んでの感想を記入し、はがき、封書、ファックス、メールで 3 月 19 日(月)までにお申し込みください。
▼ 申込先 〒791-3192
松前町大字筒井 631 松前町役場総務課広報情報係 ☎985-4132 FAX 985-4148 メール 333kohoj.jp@townmasaki.ehime.jp

交通事故アンダー 60 を目指して

お済みですか？ 確定申告

3 月の確定申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ① 児童手当、国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ② 老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③ 保育所の入所申請をするとき
- ④ 幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤ 公営住宅を申し込むとき
- ⑥ 金融機関などから融資などを受けるとき

申告に持参するもの

- 印鑑(認印で可)
- 税務署から申告書が送付されている人はその申告書
- 所得の計算に必要な書類(年金や給与の源泉徴収票など)
- 医療費の領収書(集計をしてきてください)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受けると、領収書や支払(控除)証明書
- 障害者手帳など
- 還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの

役場申告会場

日時 3 月 15 日(木)まで ※土・日曜日は除く
9 時～11 時 30 分、13 時～16 時
場所 役場 2 階大会議室

●各地区公民館・集会所

期間	9 時～11 時 30 分	13 時～16 時
3/1 (木)	南黒田	西高柳
2 (金)	新立	西古泉
5 (月)	本村	筒井
6 (火)	宗意原	北黒田

☎ 税務課町民税係 ☎985-4110

軽自動車などの 廃車・名義変更は 3/30 までに

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で登録している名義の人に 1 年分を納めてもらう税金です。廃車、名義変更や転出をする場合は、3 月 30 日(金)までに手続きをしてください。

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc 以下) 農耕作業車 小型特殊自動車	税務課 町民税係 ☎985-4110	① 認印(名義変更の場合は新所有者と旧所有者の印鑑) ② 自賠責保険証書など(車台番号、車名、排気量の分かるもの) ③ ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車(125cc 超～250cc 以下) 二輪の小型自動車 (250cc 超)	愛媛運輸 支局 ☎050-5540-2076	① 自動車検査証(250cc 超の場合) ② 認印(名義変更の場合は新所有者と旧所有者の印鑑、廃車の場合は検査証欄の使用者と所有者の印鑑) ③ 住民票(3 カ月以内のもの) ④ ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合) ⑤ 自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車 検査協会 愛媛事務所 ☎975-6730	

☎ 税務課町民税係 ☎985-4110

まさきの ecology 生活

不用品の情報を登録し、必要な人に譲る
「松前町不用品データバンク」制度

家庭でまだ使えるのに不用品になったものはありませんか。そんなときは、不用品の情報を登録し、必要な人に譲る『松前町不用品データバンク制度』をご利用ください。

- 登録対象者
町内在住で18歳以上の人(事業者はご遠慮ください)
 - 登録期間
登録月から3カ月後の月末まで。引き続き登録する場合は、改めて不用品登録カードを提出してください。
 - 登録品目
生活用品で、現状使用可能なもの(飲食物、貴金属、バイク、化粧品、金券、骨董品などは登録できません)
 - 登録方法
不用品登録カードに無料で提供できる不用品の品名、引き取り方法、品物の情報、氏名、住所、電話番号を記入して町民課に提出。メール可(141gomi@town.masaki.ehime.jp)。写真も一緒に登録できます。
※登録した個人情報が常に開示されることを了承して登録してください。
 - 登録カード配布場所
町民課窓口、東・西・北公民館、町ホームページ
 - 登録情報が見られる場所
町民課窓口、町ホームページ
 - 取引
台帳を見た人→登録者に直接電話して話し合ってください。
町ホームページを見た人→ごみ対策係にお電話ください。登録者の電話番号をお伝えするので、直接電話して話し合ってください。
 - 取引が成立したら
登録者が、ごみ対策係に電話かメールで連絡ください。
※役場が関与するのは仲介だけです。取引が成立するまで不用品は自宅で保管してください。商品に関するトラブルは、当事者同士で解決してください。
- 現在の登録状況**
- ①セミダブルベッド
 - ②本棚
- 町民課ごみ対策係 ☎985-4117

足に気になる症状はありませんか？ フットケアで足を守ろう

第3回血管いきいき☆糖尿病予防のつどい

足先がピリピリ痛む、足の裏に何か張り付いたような感じがある、足がしびれるなどの症状は、糖尿病の合併症(末梢動脈疾患・糖尿病神経障害)でみられる症状です。フットケアで足を守りましょう。

2階 集会室

▼対象 松前町在住で糖尿病予防に関心のある人

▼参加費 無料

▼定員 50人

▼申し込み方法
電話で申し込んでください。

▼締め切り 3月8日(木)

▼申込先 健康課保健センター係
☎985-4118



小さな子どものための自然観察会

野々っ子くらぶ

野々っ子くらぶ第4回は、松前公園で春の花を探します。

第4回春さがしの会

- *日時 3月26日(月) 10時~11時30分
- *場所 子育て支援センター、松前公園
- *対象 就園前の子どもと保護者
大人だけでも参加できます。
- *服装 帽子、運動靴(サンダルはやめましょう)
- *持ち物 お茶、タオルなど
- *申し込み方法 3月23日(金)までにお電話ください。(先着15組)
- *申込先 町民課生活環境係 ☎985-4117
子育て支援センター ☎985-4151

3月1日~7日は子ども予防接種週間

予防接種はお済みですか？

母子健康手帳や予防接種手帳などで接種履歴を確認し、対象者で未接種の予防接種がある人は、体調のよいときに早めを受けましょう。

麻しん(はしか)・風しんの接種期限がせまっています

麻しん(はしか)は、空気感染によって起こり、感染力が強く、重篤な合併症を引き起こす病気で、最も有効な対策は予防接種を受けることです。

風しんは、特に妊娠中の女性をウイルスから守るために、夫婦共に風しんワクチンを接種して、予防してください。

2回接種による免疫の増強や感

●健康課保健センター係
☎985-4118

●平成23年度対象者

- 第1期 1歳以上2歳未満の人
- 第2期 平成17年4月2日~18年4月1日生まれの人(5歳以上7歳未満の小学校入学前の1年間)
- 第3期 平成10年4月2日~11年4月1日生まれの人(中学校1年生相当年齢)
- 第4期 平成5年4月2日~6年4月1日生まれの人(高校3年生相当年齢)

※第2・3・4期の無料接種期限は24年3月31日(土)です。

70歳以上の国保加入者

医療費負担割合1割を1年間延長

国民健康保険に加入している70歳以上の人で、負担区分が「2割(平成24年3月31日までは1割)」と書かれた保険証を持っている人※新しい保険証は3月下旬までに郵送します。送付する保険証は、有効期限が平成24年7月31日のため、表記は「2割(平成24年7月31日までは1割)」となっています。

●保険課医療保険係
☎985-4107

●平成23年度対象者

●染拡大予防のため、定期接種として対象者が拡大されています。

文化センター広域学習ホールの使用申請が1年前からできるようになります



松前総合文化センター広域学習ホールの使用申請は、**使用日の6カ月前から**となっていますが、平成24年4月1日から、**使用日の1年前から**に変更します。

※4月1日は日曜日のため、実際には4月2日(月)から可能です。

※ホール以外の施設については、変更ありません。ただし、ホールの使用と併せて他の施設を使用する場合は、1年前から申請可能です。


●社会教育課文化センター係 ☎985-4139

ひまわりバスで出掛けませんか？

皆さん、ひまわりバスをご存知ですか？平成20年度から誰でも乗れるワンコインバス(運賃100円)として、町内を走っているコミュニティバスです。バス内には、見て得する松前町のお楽しみ情報も掲示されています。

お子さんとお出掛けのお母さん。図書館で勉強する学生さん。ぜひ乗ってみてください。

バスの運行時刻表は、役場や東・西・北公民館にあります。



●町民課コミュニティ係
☎985-4228